令和 5 年 10 月 31 日
東 京 税 関 業 務 部

関　係　各　位

環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品
（オーストラリアを原産地とするもの）に係るセーフガードの発動について

令和５年４月から令和５年９月末日までの関税暫定措置法施行令別表第１の 14 の項に掲げる物品（環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの）の輸入数量が、関税暫定措置法第７条の８第１項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、令和５年 11 月１日から令和６年３月 31 日までの間、関税暫定措置法第７条の８第１項の規定に基づき品目別セーフガードが発動されることとなりましたので周知致します。

問合せ先
東京税関業務部通関総括第１部門
電話：03-3599-6337